

第9期吉野川市 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

概要版



介護保険事業を安定的かつ充実したものにすることを目的として、「吉野川市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、
自分らしい生活が送れるまちづくり
(地域包括ケアシステムの深化・推進)

高齢者が、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・予防・生活支援が一体的に提供できるよう地域の包括的な支援・サービスの提供体制である地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

第9期計画期間

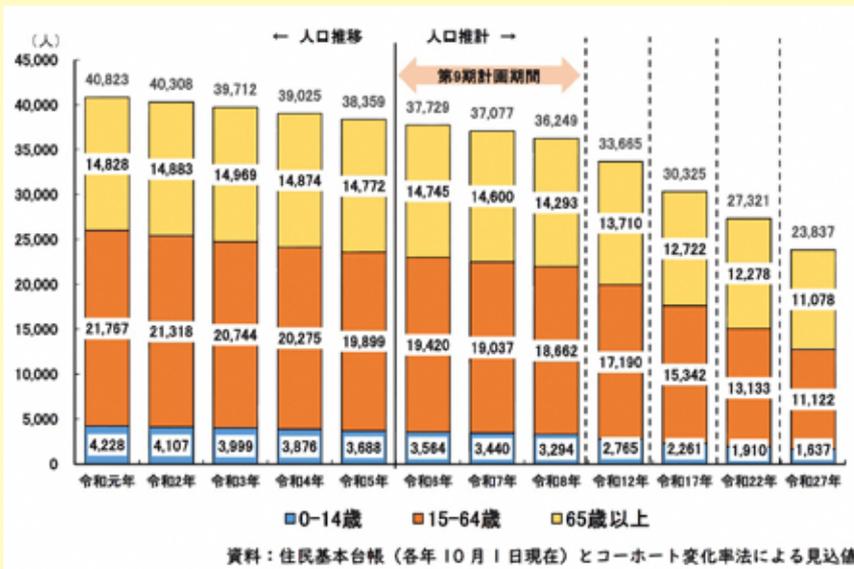


本計画は、令和6（2024）年度を初年度とする令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

令和3～5年度 (2021～2023年度)	令和6～8年度 (2024～2026年度)	令和9～11年度 (2027～2029年度)	令和21～23年度 (2039～2041年度)
第8期計画	2025年、団塊世代が75歳以上に 第9期計画 本計画	第10期計画	2040年、団塊ジュニア世代が65歳以上に 第14期計画

吉野川市の現状

【総人口の推移と推計】



本市の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和元（2019）年の40,823人から令和5（2023）年には2,464人減少し、38,359人となっています。

第9期計画期間中の総人口の推計をみると、令和6（2024）年の37,729人から令和8（2026）年には1,480人減少し、36,249人となっています。

令和22（2040）年には3万人を切ると予測されています。

【高齢者人口と高齢化率の推移と推計】



本市の高齢者人口の推移をみると、令和3（2021）年をピークに緩やかな減少傾向にありますが、後期高齢者は増加傾向となっています。

第9期計画期間中の高齢者人口の推計をみると、令和6（2024）年の14,745人から452人減少し、令和8（2026）年には14,293人となっています。高齢化率は、令和6（2024）年の39.1%から令和8（2026）年には39.4%と微増となっています。

令和12（2030）年の高齢化率をみると、40%を超え、その後も増加すると予測されています。



第9期計画の施策体系図

基本理念：住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活が送れるまちづくり
(地域包括ケアシステムの深化・推進)

基本目標1 健康づくり・介護予防の推進

施策方針

- (1) 多様な健康づくりの推進
- (2) 介護予防の総合的な推進

基本目標2 地域で安心して暮らし続けるための介護・福祉の充実

施策方針

- (1) 地域包括支援センターの充実強化
- (2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメント
- (3) 在宅生活の支援
- (4) 災害・感染症対策に係る体制整備



基本目標3 在宅医療・介護連携の推進

施策方針

- (1) 医療と介護の連携強化
- (2) 在宅医療の市民への普及啓発
- (3) 在宅医療・介護情報の共有
- (4) 医療・介護専門職のネットワークづくり

基本目標4 認知症施策の総合的な推進

施策方針

- (1) 認知症の予防
- (2) 地域包括支援センターを軸とした相談支援体制の推進
- (3) 地域における支援体制の強化
- (4) 医療・介護等の支援ネットワークの構築



基本目標5 地域で支えあう仕組みづくりの推進

施策方針

- (1) 支えあい活動の推進
- (2) 高齢者見守り施策の推進
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 生きがいづくり支援



基本目標6 地域における安心生活の確保

施策方針

- (1) 施設福祉サービスの充実
- (2) 在宅福祉サービスの充実

基本目標7 サービスの質の向上と適正利用の促進

施策方針

- (1) 地域密着型サービス連絡協議会
- (2) 事業所への指導監督
- (3) 介護給付適正化事業
- (4) 介護人材の確保及び業務の効率化



第1号被保険者の介護保険料について



【国の制度改正による第1号保険料の見直し】

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることになりました。(R6.4 施行)

- 標準段階の多段階化(9段階から13段階へ変わります)により、合計所得金額が420万円以上の高所得者の標準乗率が上げられました。
- 低所得者の標準乗率並びに最終乗率が引下げられました。

介護保険料基準額：年額 80,400円 月額 6,700円

(今期の介護保険料基準月額は、第8期の基準月額と同額です。)

所得段階		介護保険料 (月額)	介護保険料 (年額)	所得要件
第1段階	0.455	3,049円	36,500円	生活保護を受給している人と住民税非課税世帯で、 老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で、 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
	↓ 0.285	↓ 1,910円	↓ 22,900円	
第2段階	0.685	4,590円	55,000円	住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人
	↓ 0.485	↓ 3,250円	↓ 39,000円	
第3段階	0.690	4,623円	55,400円	住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人
	↓ 0.685	↓ 4,590円	↓ 55,000円	
第4段階	0.900	6,030円	72,300円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準)	1.000	6,700円	80,400円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている人
第6段階	1.200	8,040円	96,400円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.300	8,710円	104,500円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.500	10,050円	120,600円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.700	11,390円	136,600円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	1.900	12,730円	152,700円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	2.100	14,070円	168,800円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	2.300	15,410円	184,900円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	2.400	16,080円	192,900円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が720万円以上の人

※第1～第3段階は、「低所得者保険料軽減(公費)」により、実質負担は基準額の0.285、0.485、0.685となります。

お問い合わせ先

吉野川市 健康福祉部 長寿いきがい課

住所：徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電話：0883-22-2264 ファックス：0883-22-2260

